

夕張市上水道第8期拡張計画に係る
P F I 事業

特定事業の選定

平成22年8月

夕 張 市

目 次

第1 特定事業の選定に係る評価結果	-----	1
第2 評価の方法及び内容	-----	1
1. 評価の方法	-----	1
2. 評価の内容	-----	1
3. 総合評価	-----	3

第1 特定事業の選定に係る評価結果

夕張市上水道第8期拡張計画に係る水道施設更新・維持管理等事業（以下「当該事業」という。）を「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成11年法律第117号。以下「PFI法」という。）に基づきPFI事業として実施することにより、夕張市（以下「市」という。）が直接実施する場合に比べ、事業期間全体を通じた市の財政負担見込額が約6%削減されるとともに、公共サービスの水準の向上を期待することができる。

上記を踏まえ、当該事業は特定事業として実施することが適当であると認められるため、ここにPFI法第6条に基づき、当該事業を「夕張市上水道第8期拡張計画に係るPFI事業」（以下「本事業」という。）として特定事業に選定する。

第2 評価の方法及び内容

1. 評価の方法

（1）公的財政負担の削減又は公共サービス水準の向上

本事業をPFI法に基づきPFI事業として実施することにより、事業期間を通じた公的財政負担の削減が期待できること、又は公的財政負担が同一の水準にある場合には、公共サービスの水準の向上が期待できることを選定の基準とした。

（2）定量的評価

市の財政負担見込額の算定に当たっては、将来の費用として見込まれる公的財政負担の総額を算出し、これを現在価値に換算することにより定量的な評価を行った。

（3）定性的評価

上記（2）の財政負担見込額の算定に加え、本事業をPFI事業として実施する場合における公共サービス水準について、定性的な評価を行った。

2. 評価の内容

（1）定量的評価

① 前提条件

本事業を市が直接実施する場合と、PFI事業として実施する場合の財政負担見込額を比較する際に設定した前提条件は次のとおりである。

なお、これらの前提条件は市が独自に設定したものであり、民間事業者（以下「事業者」という。）からの実際の提案内容を制約するものではない。

【定量的評価の前提条件】

区 分	市が直接実施する場合	P F I 事業として実施する場合
財政負担の主な内訳	①設計費（調査費含む） ②工事費 ③維持管理費 ④企業債支払利息 ⑤工事管理費	①設計費（調査費含む） ②工事費 ③維持管理費 ④企業債支払利息（所有権移転後の利息） ⑤民間金融機関借入金支払利息（建設期間利息） ⑥アドバイザー費用 ⑦S P C 設立費及び運営費 ⑧モニタリング費用 ⑨その他（法人税相当分等）
共通の条件	①事業期間：20 年 ②割引率：3.0% ③起債（企業債）金利：2.1% ④インフレ率：0%	
設計及び施工に関する費用	類似事例を参考にし、施設内容及び施設規模等を考慮し算出した。	市が直接実施する場合と比べて、民間活力導入等による一定のコスト削減が実現するものとして算出した。
維持管理に関する費用	類似事例を参考にし、業務内容及び業務量等を考慮し算出した。	市が直接実施する場合と比べて、民間活力導入等による一定のコスト削減が実現するものとして算出した。
資金調達に関する事項	①企業債 ②国庫補助金 ③一般会計繰入金 ④自己資金	①企業債 ②国庫補助金 ③一般会計繰入金 ④自己資金 ⑤民間資金

② 算定方法

上記①の前提条件に基づく事業期間を通じた市の財政負担見込額について比較した。
なお、財政負担見込額は財政負担見込額を現在価値に換算し、その総額を算出した。

③ 算定結果

区 分	市が直接実施する場合	P F I 事業として実施する場合
現在価値換算での指数	100	94

※指数は、市が直接実施する場合の財政負担見込額を 100 とした。

(2) 定性的評価

本事業をPFI事業として実施することにより次の効果が期待できる。

① 設計、工事及び維持管理の効率化

設計・施工及び維持管理を事業者が一括して行うことにより、設計及び施工段階から維持管理段階を視野に入れた施設整備が期待できる。また、性能発注とすることにより、事業者が有するノウハウや創意工夫を活用することが可能になり、円滑で効率的な事業が期待できる。

② 維持管理業務の効率化とサービス水準の向上

維持管理業務は、20年間の包括契約とするため各種維持管理業務に対する事業者が有するノウハウや専門性が発揮されることが期待できる。また、複数業務間の効率的実施が図られることにより、業務の効率化及びサービス水準の一層の向上が期待できる。

③ 適切なリスク分担による安定性及び安全性の向上

市と事業者において適切なリスク分担を行うことにより、維持管理段階の問題発生の際にも適切で迅速な対応が可能となり、安全性の向上と安定した事業運営が確保できる。

3. 総合評価

定量的評価及び定性的評価を踏まえた総合評価として、本事業をPFI事業として実施することにより、事業者の効率的なノウハウ等の活用が可能となり、市の財政負担見込額の削減及びサービス水準の向上が期待できる。

以上により、本事業をPFI事業として実施することが適当であると認められる。